

附属学校園 生成 AI 利活用ガイドライン

令和 8 年 6 月 島根大学教育学部附属義務教育学校

1. 目的

本ガイドラインは、島根大学教育学部附属義務教育学校の教育活動において、生成 AI を安全かつ適切に利活用するための基本的な考え方や運用方針を定めるものです。生成 AI は、児童生徒の情報活用能力や思考力、表現力を育成するサポーターとして大きな可能性を持つ一方で、誤情報や権利侵害、学習課題の代行といったリスクも併せ持っています。本校では、教員の指導のもとでこれらのリスクを正しく理解し、教育目的に照らして必要な範囲で活用します。

2. 基本方針

(1) 人間中心の利活用

生成 AI はあくまで人間の能力を補助・拡張する道具であり、最終的な判断と責任は人間が持ちます。AI に全てを任せず、自ら考え成長する姿勢を重視します。

(2) 教育目的との整合

学習指導要領に基づき、資質・能力の育成に資する場合に活用します。AI を使うこと自体が目的にならないよう留意します。

(3) 安全性と適正性の確保

個人情報保護、著作権、情報セキュリティに関する法令・ルールを遵守します。

(4) 発達段階への配慮

児童生徒の習熟度や学習内容に応じ、利用範囲と指導方法を調整します。特に前期課程ではより慎重な見極めを行います。

3. 対象とする生成 AI サービス

本校で利用するサービスは、教育的観点から安全性・教育的適正性を確認したものとし、教員の指導のもと、島根大学教育学部が認めた環境下で使用します。

- ・使用可能サービス： Gemini、NotebookLM（学校アカウントで使用し、管理者がログ等を確認可能な環境）

4. 児童生徒への指導事項

(1) 批判的思考（クリティカル・シンキング）の育成

生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力育成の基盤となる批判的思考の育成を重視し、学校全体で計画的に指導していきます。

- ・生成 AI から得られる情報（検索結果に表示される生成 AI による要約も含む）には誤情報や誤りが含まれる可能性があることを踏まえ、児童生徒がその正確性や信頼性を自ら確認・検討できる力を育みます。
- ・生成 AI を、答えを求める道具としてではなく、児童生徒が情報を比較・検討し、自分の考えを広げ、深め、よりよく表現するための道具として用いるよう指導します。

※批判的思考：根拠に基づく論理的で偏りのない思考、自分の考えを意識的に吟味する省察的で熟慮的思考、よりよい思考を行うために目標や文脈に応じて実行される目標指向的な思考（京都大学の楠見孝氏の定義を参照）

(2) 情報モラルの向上

生成 AI の活用に関する情報モラルを計画的に指導していきます。

- ・個人情報の保護の観点から、児童生徒が生成 AI に入力する内容については、氏名、住所、顔写真などの個人情報を含まないように指導します。
- ・著作権・肖像権の保護の観点から、他者の著作物や肖像を無断で使用・転載しないように指導します。
- ・人権保護の観点から、他者を傷つける、差別する、攻撃する目的で使用する決まてないよう指導します。

(3) その他

- ・困ったことや、不安なことがあれば、すぐに教員に相談するよう指導します。

5. 学校内での利活用場面

- ・人間が十分に議論した上での新たなアイデア出し、論点整理、問いづくりの補助。
- ・英会話の相手や、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成。
- ・文章の構成や表現を見直したり、推敲したりする学習の補助。
- ・プログラミングやデータ整理の補助。
- ・教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するための学習の補助。
- ・探究的な学習における情報収集、情報整理、発表資料改善等の補助。
- ・情報モラル教育の一環として、生成 AI の仕組み、限界、リスクについての学習。

6. 利用しない、または慎重に扱うべき場面

- ・宿題、レポート、作文等を、本人の思考や編集なしに生成 AI に代行させ、そのまま提出すること。
- ・詩や美術作品、楽曲の創作など、個人の感性や独創性を発揮すべき場面での安易な利用。
- ・テーマに基づき調べる学習などにおける、教科書等などの質の担保された教材を用いないなかでの安易な利用。
- ・氏名や写真、住所などの個人情報を入力すること。
- ・他人の著作物（文章、写真、音声、動画、作品等）を適切なルールを守らずに使用したり、権利確認なく外部に公開したりすること。

7. 保護者との連携

学校での生成 AI 利活用については、事前に目的や安全対策を説明し、保護者の理解を得た上で実施します。家庭での利用については保護者の責任のもとで判断するものとしますが、本ガイドラインの趣旨を理解していただいた上で、不適切な利用（課題代行や著作権・肖像権の侵害など）が行われないように、学校と保護者とで連携していきます。

8. トラブル対応と見直し

- ・不適切な出力やトラブルが生じた場合は、速やかに担当教員から管理職へ報告し、事実確認と再発防止策を講じます。
- ・技術の進展や国の通知、校内での実践結果を踏まえ、本ガイドラインは適宜見直しを行います。